

全ての自転車利用者に対する

乗車用ヘルメット着用が

令和5年4月1日から

努力義務化されています



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止

⑤ **ヘルメットを着用**

自転車乗用中の死亡事故では、**約6割が頭部に致命傷**を負っています。（全国統計 過去5年）

大切な命を守るために、自転車安全利用五則を守りましょう。



斑鳩町交通対策協議会
西和警察署

奈良県交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会

